公益財団法人対馬丸記念会の役員の報酬及び評議員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人対馬丸記念会（以下「財団」という。）定款第19条並びに第36条の規定に基づき、財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

第２条　理事長、副理事長及び常務理事については、報酬を支給することができる。

２　非常勤の役員が理事会へ出席した場合には、謝金及び旅費を支給することができる。

３　非常勤の評議員が、評議員会に出席した場合には、謝金及び旅費を支給することができる。

（報酬等の額）

第３条　理事長、副理事長及び常務理事の報酬の額は、別表１に定めるとおりとする。

２　非常勤の役員及び評議員（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬の額は、別表２に定めるとおりとする。

（報酬等の支給方法）

第４条　理事長、副理事長及び常務理事の報酬の支給日は毎月５日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

２　報酬は、理事長、副理事長及び常務理事の申出により、その全部又は一部を口座振り込みの方法により支払うことができる。

（理事長等の旅費及び旅行命令等）

第５条　理事長、副理事長及び常務理事が業務のために旅行したときは、旅費を支給する。

２　理事長は出張する場合、自ら旅行を命令するものとし、副理事長及び常務理事が出張する場合には、理事長の旅行命令により実施するものとする。

３　理事長は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

（旅費の種類）

第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、旅行雑費とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

６　日当は、外国旅行において、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

8　旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について、1日当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第7条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行したばあいの旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2　旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために要した日数による。ただし、業務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3　前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

（旅費の請求手続）

第8条　旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちのその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2　概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

（鉄道賃）

第9条　鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金、寝台料金並びに座席指定料金による。

(1)　その乗車に要する運賃

(2)　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3)　行程上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、寝台料金

(4)　座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2　前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2)　普通列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3　第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）
第 10 条　船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。
(1)　運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
(2)　運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
(3)　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
(4)　行程上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
(5)　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
2　前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）
第 11 条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）
第 12 条　車賃の額は、実費額による。
2　前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額及び支給方法は、別に定める。

（宿泊料）
第 13 条　宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　甲地方　　1 夜につき 10,900 円
(2)　乙地方　　1 夜につき 9,800 円
2　甲地方は、別表 4 に掲げる地域とする。
3　乙地方は、前項に規定する地域以外の地域とする。
4　第 1 項の規定にかかわらず、固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料は、支給しない。

（旅行雑費）
第 14 条　旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、旅行の行程が 2 キロメートル未満の場合には、支給しない。
(1)　県内旅行　　1 日当たり 400 円
(2)　県外旅行　　1 日当たり 2,000 円

(非常勤役員の旅費)
第 15 条　非常勤の役員等が職務のために旅行したときは、第 5 条から第 14 条までの規定を適用して旅費を支給する。

(改廃)
第 16 条　この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)
第 17 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附　則
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規程は、評議員会の承認のあった日から施行し、令和８年（2026 年）7 月 1 日から適用する。

附　則
この規程は、評議員会の承認のあった日から施行し、令和８　年（2026 年）し、6 月については日額支給とする。

附　則
この規程は、評議員会の承認のあった日から施行し、令和８　年（2026 年）10 月 10 日から適用する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

職　名	報酬月額
代表理事	80,000 円
副代表理事	70,000 円
常務理事	70,000 円
終身アドバイザー	60,000 円

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

職　名	報酬額（日額）
理事・監事	6,900 円
評議員	6,900 円

別表第 3（第 8 条関係）

区　分		添付すべき書類
旅費請求書に添付すべき書類	鉄道賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類（鉄道賃の領収証又はこれを証明する書類）
	船　賃	行程上の必要を証明する書類及びその支払を証明する書類（船賃の領収証及びこれを証明する書類）
	航空賃	その支払を証明するに足る書類（航空賃の領収証及びこれを証明する書類）

	車　賃	その支払を証明するに足る書類（移動距離が証明できる書類）
	旅行雑費	支給対象となる距離を証明できる書類

別表第４（第13条関係）

都道府県	甲　地　域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区　八王子市　立川市　武蔵野市　三鷹市　府中市　調布市 町田市　小金井市　国分寺市　国立市　狛江市　多摩市　稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市　川崎市　横須賀市　鎌倉市　三浦郡稲葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市　堺市　岸和田市　豊中市　池田市　吹田市　泉大津市 高槻市　貝塚市　守口市　枚方市　茨木市　八尾市　泉佐野市 富田林市　寝屋川市　和泉市　箕面市　高石市　東大阪市
兵庫県	神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市　伊丹市　宝塚市
福岡県	福岡市